

# 7月は河川愛護月間

推進標語 「せせらぎに ほくも魚も すきとおる」

美しい川は、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれる貴重な空間であり、地域共有の財産です。清らかな水の流れをいつまでも守るために、日ごろから清掃など河川美化を心がけ、川を大切にしましょう。

詳しくは、国土交通省木曽川上流河川事務所 (☎058-251-1326) へ。



## サマージャンボ宝くじ 7月14日から発売

7月14日(火)から8月14日(金)まで、サマージャンボ宝くじが発売されます。賞金額は、1等と前後賞合わせて7億円です。

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりを活用されます。

## 第70回社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。

この運動は、犯罪や非行の防止と犯罪を行った人たちの更生について理解を深め、また、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築くための全国的な運動です。

詳しくは、大垣保護区保護司会事務局 (☎78-3230) へ。



## 慰霊友好親善事業

日本遺族会は、戦没者の遺児を対象に、戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼や同地域の住民と友好親善を図る、慰霊友好親善事業の参加者を募集します。

詳しくは、同会事務局 (☎03-3261-5521) へ。

## 7月10日から運用開始 「自筆証書遺言書保管制度」

自筆証書遺言書保管制度は、自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書の保管を申請することができる制度です。

遺言書は、法務局(遺言書保管所)で大切に保管しますので、紛失や亡失、第三者による破棄や改ざんの防止に繋がります。

制度の利用は、予約を前提としています。7月1日から予約が可能となります。

制度については、岐阜地方方法務局HPをご覧ください。同法務局大垣支局 (☎78-3347) にお尋ねください。



同法務局HP

## 「パブリック・コメント」を募集

### 中心市街地活性化基本計画

市は、「中心市街地活性化基本計画」の計画期間(平成27年12月~令和3年3月)の終了に伴い、引き続き中心市街地の活性化を推進するため、新たな計画を策定します。

- \* 素案・意見書/市政情報コーナー(市役所3階)や商工観光課、各地域事務所、各市民サービスセンター、各地区センターなどに備え付け ※素案は、市HPからダウンロード可
- \* 提出方法/①住所・氏名・電話番号などを記入した意見書を郵便またはファクスで商工観光課へ ②市HPの「パブリック・コメント」からも提出可 ※電話による受け付けは不可
- \* 募集期間/7月1~31日(必着)
- \* 提出・問合せ先/商工観光課 (〒503-8601 丸の内2-29、☎47-8596、FAX81-4899) へ



## 森林管理委員会 市民委員を募集

- ❖ 応募資格/市内在住・在勤・在学の20歳以上の人
- ❖ 任期/10月から2年間
- ❖ 募集人数/2人以内
- ❖ 活動内容/森林づくりに関する施策などの検討を行う ※会議は、平日昼間に年2回程度開催



- ❖ 応募方法/7月6~22日(必着)に、応募書(市HPからダウンロード可)に必要な事項を記入し、「市民参加の森林づくりのための方策」をテーマにした意見・提言(800字程度)を添えて、農林課(〒503-8601 丸の内2-29、e-mail:nourinka@city.ogaki.lg.jp、☎47-8629)へ

## サマーテニス教室 参加者募集

- \* 対象/18歳以上の人(高校生以下除く)
- \* とき/7月21日~8月25日の火・金曜日(7月24・31日、8月11・14日を除く)〈全7回〉いずれも午後7時~9時
- \* ところ/総合体育館第1体育館
- \* 定員/30人(抽選)
- \* 参加料/3,150円
- \* 申込/7月10日までに、大垣市体育連盟HPから申し込み。申込方法など詳しくは、同連盟(総合体育館内、☎78-1122)へ



## 空き家の発生を抑制するための特例措置

空き家の譲渡所得から3,000万円特別控除されます

### 制度の概要

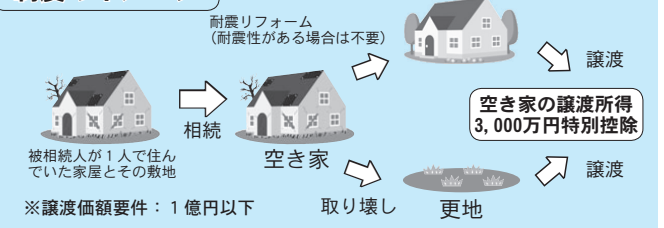
旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に建築)の家屋(空き家)を相続した場合に、相続発生から3年後の年末までに、耐震リフォームまたは取り壊した後の土地を譲渡した場合には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円が特別控除されます(適用期間:平成28年4月1日~令和5年12月31日)。

加えて、これまでは相続の開始直前に、被相続人が譲渡の対象となる家屋に居住していたことが必要でしたが、平成31年4月1日以降の譲渡においては、被相続人が老人ホームなどに入居していた場合も特例の対象となりました(ただし、一定の要件あり)。

### 譲渡所得税額の計算式

(譲渡価額-取得費\*-譲渡費用[除却費等]-特別控除3,000万円)×20% ※不明の場合、譲渡価額×5%

### 制度のイメージ



### 被相続人居住用家屋等確認書の発行手続き

特別控除を受けるためには、大垣税務署への申告手続きが必要で。税務署へ申告される際には、「被相続人居住用家屋等確認書」が必要となります。この確認書は、相続した家屋などの所在する自治体において発行することになっています。

適用要件や発行手続きについて詳しくは、市HPをご覧ください。詳しくは、市HPをご覧ください。か、住宅課 (☎47-8184) へ。

空き家 発生抑制

検索